○大府市教育支援センター設置要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、小学校又は中学校において授業、課外活動等の学校生活になじめないため、学校に登校できない児童又は生徒（以下「長期欠席児童生徒」という。）を対象に、当該長期欠席児童生徒の学校生活への復帰のための支援をするとともに、社会的自立を図ることを目的として設置する大府市教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第２条　教育支援センターは、次に掲げる施設に設置する。

⑴　大府市ふれ愛サポートセンター内の大府市レインボーハウス

⑵　大府市健康づくり総合支援施設内の大府市第二レインボーハウス

（業務）

第３条　教育支援センターは、次に掲げる業務を行う。

⑴　長期欠席児童生徒の一人ひとりの状況に応じた集団への適応力、学習意欲、望ましい生活習慣等の習得に係る支援、助言、相談等に関すること。

⑵　長期欠席児童生徒に対する理解、対応等に係る学校及び保護者との相談に関すること。

⑶　学校その他教育機関と連携した長期欠席児童生徒への支援に関すること。

⑷　その他大府市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めること。

（休業日）

第４条　教育支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時休業日を定めることができる。

⑴　日曜日及び土曜日

⑵　国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

⑶　１２月２９日から翌年１月３日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（入所対象者）

第５条　教育支援センターに入所することができる者は、市内に在住する小学校又は中学校の児童又は生徒とする。

（入所又は退所手続）

第６条　教育支援センターに入所を希望する児童又は生徒の保護者は、入所申込書により当該児童又は生徒が在籍する学校の校長を経由して委員会に申し込むものとする。

２　委員会は、前項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みに係る児童又は生徒の入所について審議し、速やかに入所の可否を決定するものとする。

３　教育支援センターの退所を希望する児童又は生徒の保護者は、退所申込書により当該児童又は生徒が在籍する学校の校長を経由して委員会に申し込むものとする。

（入所費用）

第７条　教育支援センターの入所費用は、教材費を除き無料とする。

（職員）

第８条　教育支援センターに、長期欠席者教育支援支援員及びその他必要な職員を置くことができる。

（出席状況の報告）

第９条　委員会は、教育支援センターに入所している長期欠席児童生徒の出席状況に関し、当該長期欠席児童生徒が在籍する学校の校長へ毎月出席状況を報告するものとする。

（免責事項）

第１０条　教育支援センターの開設中に発生した事故については、管理又は施設に瑕疵のある場合を除き、市は、その責を負わない。

（委任）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前に廃止前の大府市レインボーハウス（不登校児童・生徒適応指導教室）設置に関する要綱の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この要綱中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりされたものとみなす。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、大府市健康づくり総合支援施設の設置及び管理に関する条例（令和８年大府市条例第１８号）の施行の日から施行する。